平成２６年（フ）第１０号
長野県飯田市育良町１丁目12番地５、前住所長野県飯田市育良町１丁目15番地12　ピュアハウスアーバンシティ104号
債務者　池宮　正之
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１３１号
島根県安来市古川町27番地
債務者　山本　　巌
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
岩手県北上市和賀町後藤１地割345番地11、旧住所岩手県花巻市矢沢第３地割106番地１
債務者　照井　　明（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第７号
岩手県花巻市下小舟渡287番地１、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町六原南長根14番地12　プリンシペイシモタ202号室
債務者　藤島　優子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８号
岩手県北上市鬼柳町堰合116番地１　堰合コーポ101号
債務者　阿部　千春
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第６号
宮城県大崎市古川李埣字東田93番地１
債務者　小野寺佐百里
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
徳島市沖浜東１丁目24番地　三好コーポ206、旧住所徳島市中昭和町２丁目61番地の２
債務者　岩山　雅彦
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９９号
千葉県柏市今谷南町５番16号　森ハイツ101号
債務者　小川由貴枝
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４５号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目１番９号　皆川ハイツ102
債務者　熊谷　保文
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県松戸市中根長津町184番地　ヴィラコットン303号
債務者　狭間　陵輔
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１号
千葉県松戸市中根長津町184番地　ヴィラコットン303号
債務者　狭間　麻耶
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６４号
兵庫県明石市鳥羽1430番地の４　コンシェール202号、前住所兵庫県明石市魚住町金ケ崎323番地の１　ロワイヤル明石大久保202号
債務者　門脇　新悟
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県明石市松江524番地　寿荘、前住所兵庫県明石市大久保町谷八木139番地の１
債務者　杉野葬祭こと　杉野　宏樹
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４７２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番２―607号
債務者　内山　朱美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７７号
大阪市中央区常盤町２丁目４番９―603号
債務者　三上　剛史
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２９号
大阪府摂津市東一津屋13―27―305、住民票上の住所大阪府豊中市刀根山６丁目11番１―410号
債務者　本田　富也
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部